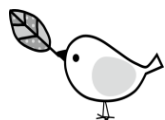

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



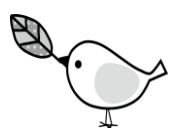
いわみちょうふくしじむしょ
岩美町福祉事務所

令和7年1月改訂



せいかつ ほ ご 生活保護とは

せいかつ ほ ご さまざま じじょう せいかつ こんきゅう せたい だい 、 こんきゅう
生活保護は、様々な事情により生活に困窮している世帯に対し、その困窮
ていど おう けんこう ぶんかてき さいていげんと せいかつ ほしょう じりつ
の程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立
たす もくてき せいど ぼうりょくだんとう かにゅう かた
を助けることを目的とした制度です。なお、暴力団等に参加している方は
げんそく せいかつ ほ ご う
原則として生活保護は受けられません。



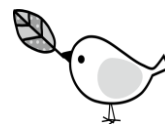
せいかつ ほ ご う まえ 生活保護を受ける前に

せいかつ ほ ご しさん のうりょく た せいかつ い じ かつよう
生活保護は、資産、能力、その他あらゆるものを生活の維持のために活用
ようけん
することを要件としています。また、おや こ きょうだいしまい しんぞく
親・子・兄弟姉妹などの親族からも
えんじょ う しんぞく りゅう せいかつ
できるだけ援助を受けてください。ただし、親族がいるからとの理由で生活
ほ ご う
保護が受けられないということはありません。扶養義務のある方には、原則
として扶養照会を行います。特別な理由（DV、虐待、10年以上音信不通
等）があれば、扶養照会をしない場合もあります。

- 1 はたら のうりょく かた のうりょく おう はたら
働く能力がある方は、その能力に応じて働いてください。
- 2 しゃかいほけん せいど しょうびょうてあて こようほけん かくしゅねんきん じどうふようてあて
社会保険制度（傷病手当や雇用保険・各種年金・児童扶養手当など）
う う
で受けられるものはすべて受けてください。
- 3 よ ちょきん せいめいほけん かいやくへんれいきん にゅういんきゅうふきん しさん た はたけ さんりん
預貯金や生命保険（解約返戻金、入院給付金）・資産（田、畑、山林
ばいきゃくだいきん かつよう
などの売却代金）を活用してください。

じゅうきょよう ふどうさん げんそく ほゆう みと こべつ じじょう
※住居用の不動産は原則として保有が認められますし、個別の事情に
じどうしゃ ほゆう みと ばあい
よっては自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますの
そうだん
で、ご相談ください。

そうだん けつてい なが 相談から決定までの流れ



そう だん 相 談

せいかつ ほ ご そうだん いわみちょうふくしじむしょ まどぐち
生活保護の相談については、岩美町福祉事務所が窓口
になり、せいかつ ほ ご せいど し く せつめい おこな
生活保護制度の仕組みなどの説明を行います。
(でんわそうだん か の う
電話相談や訪問による対応も可能です)

しん せい 申 請

せいかつ ほ ご しんせい い し かた しんせいしよ
生活保護の申請意思のある方は、申請書ならび
ちょうさ ひつよう しよるい しゅうにゅうしんこくしよ し さ ん
に調査にあたって必要な書類(収入申告書、資産
しんこくしよ どういしよ ていしゆつ
申告書、同意書など)を提出していただきます。
せいかつ ほ ご ほんにん かぞくまた た どうきよ
生活保護は本人、家族又はその他の同居する
しんぞく しんせい か い し
親族の申請により開始されます。

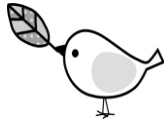
ちょう さ 調 査

しんせい げんそく しゅうかん い ない ちょうさたんとういん
申請すると、原則1週間以内に調査担当員が
か てい ほうもん おこな せいかつじょうきよう かくにん
家庭訪問を行い、生活状況を確認するととも
に、きんゆうきかん かんけいきかん どうい え
金融機関などの関係機関や同意を得られた
ばあい ふようぎむしや しようかい おこな
場合に扶養義務者への照会を行います。
ちょうさないよう ひみつ げんしゅ
※調査内容については秘密を厳守します。
せいかつ ほ ご けつていご ていきてき せいかつ ほ ご けつてい
※生活保護決定後も、定期的に生活保護の決定
ひつよう ちょうさ おこな
に必要な調査を行います。

けつ てい 決 定

ちょうさ ちと せいかつ ほ ご う
調査に基づき、生活保護が受けられるかどうか
しよめん し
書面でお知らせします。

しんせい い び げんそく
申請日から原則14日以内に決定し、
れんらく
連絡します。



生活保護費の計算方法

一緒に生活している家族すべてを一つの世帯として「その世帯に応じた最低生活費」と「その世帯のすべての収入」とを比較して決めます。

- 最低生活費とは、年齢別・世帯構成別、その他の需要を考慮して、国で決められた額です。
 - 収入とは、その世帯に入ってくるすべての収入（働いて得た収入・年金・手当・仕送り・保険金・臨時収入など）をいいます。ただし、働いて得た収入などに対しては控除※1があります。
- ※1 控除とは収入から差し引かれる金額で、その分は手元に残ります。

保護が受けられる場合

最低生活費（※2）		
収入	控除※1	保護費
	保護費	

⇒ 収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。

※2 医療費、介護保険料、家賃等の経費も含まれます。

保護が受けられない場合

最低生活費		ちょうかがく 超過額
収入		控除※1

⇒ 収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません。

せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類



ほ ご しゅるい ふ じょ ひつよう おう しきゅう
保護には、以下の8種類の扶助があり、必要に応じて支給します。

せいかつ ほ ご ひ まいつき か きゅうじつ ばあい ちよくぜん へいじつ しきゅう
■生活保護費は、毎月5日(休日の場合は直前の平日)に支給します。

りんじてき いちじてき ひつよう せいかつ ほ ご ひ しきゅう
■臨時的・一時的に必要な生活保護費を支給することがあります。



いしょく こうねつすいひ
衣食、光熱水費などの
にちじょう せいかつ
日常生活にかかる
せいかつふじょ
生活扶助
ひよう
費用



びょういん やっきよく
病院や薬局にかかる
ひよう めがね そうぐ
費用や眼鏡や装具など
ちりょうざいりよう ひよう
の治療材料の費用
いりようふじょ
医療扶助



やちん ちだい じゅうたく
家賃、地代や住宅の
ほしゅう ひよう
補修などの費用
じゅうたくふじょ
住宅扶助



しゅっさん ひよう
出産にかかる費用
しゅっさんふじょ
出産扶助



ぎ む きょういく
義務教育を受けるた
め ぎょうざい ひよう
めの教材などの費用
きょういくふじょ
教育扶助



しゅうしょく ひつよう ぎのう
就職に必要な技能、
しかく しゅうとく こうとう がっこう
資格習得や高等学校
せいぎようふじょ
生業扶助
しゅうがく ひよう
就学にかかる費用



かいごにんてい う
介護認定を受けている
かた かいご う
方が介護サービスを受
けるための費用
かいごふじょ
介護扶助



せたいいん な さい
世帯員が亡くなった際
ひつよう そうぎひよう
に必要な葬儀費用
そうさいふじょ
葬祭扶助
(単身世帯は除く)

かさん いちじふじょ とくべつ じゅうよう かた
■加算・一時扶助(特別の需要がある方)

かさん れい にんさんぶかさん じどうよういくかさん ほ し かさん しょうがいしゃかさん
・加算の例：妊産婦加算・児童養育加算・母子加算・障害者加算など

いちじふじょ れい ひふくひ かぐじゅうきひ いそうひ にゅうがくじゅんびきん
・一時扶助の例：被服費・家具什器費・移送費・入学準備金など
た きゅうふきん

■その他の給付金

しゅうろうじりつきゅうふきん
・就労自立給付金(給付金上限額：単身世帯10万円、複数世帯15万円)

あんてい しょうぎよう せいかつ ほ ご ひつよう かた しきゅう
安定した職業について生活保護を必要としなくなった方に支給します。

しんがく しゅうしょくじゅんびきゅうふきん きゅうふきんがく てんきょ ばあい まんえん た まんえん
・進学・就職準備給付金(給付金額：転居する場合30万円、その他10万円)

こうこうそつぎょうご だいがく せんもんがっこうとう しんがく かた
高校卒業後すぐに大学や専門学校等に進学する方、又は就職をして生活保護を必要としなくなる方に支給します。
しきゅう

せいかつ ほ ご う と き けんり 生活保護を受けた時の権利



せいとう りゆう ほ ご ひ へ ほ ご う
正当な理由がなければ、保護費を減らされること、保護を受けられなくな
ることはありません。保護により支給されたお金や物に対して税金をかけら
れること、差し押さえられることはありません。

ほ ご う けんり たにん ゆず わた
※保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

き ほ ご ないよう なっとく とっとりけんち じ たい ふふくもうした
※決められた保護の内容に納得できないときは、鳥取県知事に対して不服 申 立て
を
することができます。



せいかつ ほ ご う と き ぎ む 生活保護を受けた時の義務①

しゅうにゅう かん とどけで ぎ む 《収入に関する届出の義務》

しゅうにゅう ていきてき しゅうにゅう ほうこく
収入があるなしにかかわらず、定期的に収入を報告していただきます。
また、しゅうにゅう しさん めん へんか つ ど ほうこく
また、収入・資産の面で変化があれば、その都度、報告しなければなり
ません。

- 1 はたら しゅうにゅう え いちじてき しゅうろうしゅうにゅう がくせい とう ふく
働いて収入を得たとき。(一時的な就労収入、学生アルバイト等も含みます。)
- 2 しんぞく ちじん かね しょくりょうとう えんじょ う
親族や知人などから、お金や食料等の援助を受けたとき。
- 3 しょうびょうてあてきん しつぎょうきゅうふきん ろうどうさいがいほしょうきん たいしよくきん
ボーナス、傷病手当金、失業給付金、労働災害補償金、退職金、アル
バイト料などをもらったとき。
- 4 ねんきん てあて しおく がく か
年金・手当・仕送りの額が変わったとき。
- 5 いしやりょう せいめいほけんきん にゅういんきゅうふきん う と
慰謝料や生命保険金、入院給付金などを受け取ったとき。
- 6 でんちゅうしきちりょう のうちんしゃくりょう さいさんしゅうにゅう う と
電柱敷地料や農地賃借料など財産収入を受け取ったとき。
- 7 ふくしじむしょ しょうふん しじ しさん う しさん
福祉事務所から処分を指示された資産を売ったとき、または資産をもらったとき。

ほ ご じゅきゅうちゅう げんそく かせいちようさ ねん かい こていしさんちようさ
※保護受給中は、原則として課税調査については年1回、固定資産調査については

ねん かいじっし しゅうにゅう しさん めん へんか しんこく ひつよう
3年に1回実施します。収 入、資産の面で変化があれば、申告が必要です。

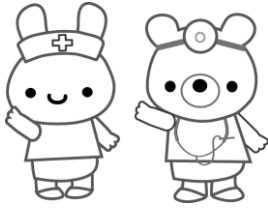
せいかつ ほ ご う と き ん ぎ む 生活保護を受けた時の義務②



せいかつ かん とどけで ん ぎ む 《生活に関する届出の義務》

く へん か ほうこく
暮らしのうえで変化があれば報告しなければなりません。

- 1 じゅうしょ か
住 所が変わったとき。
- 2 しごと か
仕事をはじめたり、変わったり、やめたりするとき。
- 3 かぞく にんすう しゅっしょう しぼう てんしゅつ てんにゅう か
家族の人数が 出 生、死亡、転 出、転 入で変わったとき。
- 4 ちょうきかん いえ あ
長期間にわたって家を空けるとき。
- 5 しょうとち かおく しさん ばいきゃく
所有する土地、家屋など資産を売 却しようとするとき。
- 6 やちん へやだい しゃくちりょう か
家賃、部屋代、借 地 料が変わったとき。
- 7 かいごほけんほう かいご う
介護保険法による介護サービスを受けたりやめたりするとき。
- 8 しせつ にゅうしょ たいしょ
施設へ入 所したり退所したりするとき。
- 9 にゅういん たいいん てんいん
入 院したり、退院したり、転院したりするとき。
- 10 こうこう にゅうがく ちゅうとたいがく
高校へ入 学したり、中途退学したりするとき。
- 11 けんこうほけんしょう いりょうほけん しかく しゅとく そうしつ
健康保険証などの医療保険の資格を取得または喪失したとき。
- 12 こうつう じ こ
交通事故にあったとき。
- 13 せいめいほけん こじんねんきん がくしほけん かさいほけんとう かにゅう けんとう
生命保険、個人年金、学資保険、火災保険等へ加入を検討するとき。
- 14 た せいかつじょうたい へん か
その他、生活状 態に変化があったとき。

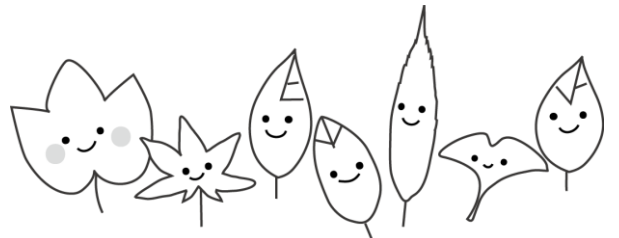


せいかつ ほ ご う と き ぎ む 生活保護を受けた時の義務③

《せいかつじょう ぎ む 生活上の義務》

せいかつ ほ ご う せいかつ つぎ こと おこな
生活保護を受けなくても生活できるよう、次の事を行ってください。

- はたら ひと のうりよく おう はたら
1 働ける人は、能力に応じて働いてください。
- まいにち ししゅつ けいかくてき おこな ところ ふくしじむしょ ひつよう
2 毎日の支出は、計画的に行うよう心がけてください。福祉事務所が必要と
はんだん ばあい じょうきょう おう りょうしゅうしょ ていしゅつ かけいぼ
判断した場合は、状況に応じてレシートまたは領収書の提出や家計簿の
さくせい もと
作成を求めることがあります。
- びょういん いいん いし しじ したが にち はや びょうき
3 病院（医院）にかかっているときは、医師の指示に従って1日も早く病気を
なお ところ
治すよう心がけてください。
- ちょう そうごうけんしん かなら じゅしん せいかつしゅうかん かいぜん とりく ひつよう
4 町の総合健診は必ず受診し、生活習慣の改善に取り組むとともに、必要な
ちりょう かいし
治療を開始してください。
- えいよう しょくせいかつ ところ きしやう すいみん いちにち せいかつ
5 栄養バランスのとれた食生活を心がけ、起床から睡眠までの一日の生活リ
ズムを ととの けんこう ほ じ つと
整えるなど、健康保持に努めてください。
- おや こ きょうだいしまい ひと かた ぼし ふし かた
6 親や子、兄弟姉妹のおられる人は、その方から、また、母子（父子）の方は
わか おっと つま こ しおく えんじょう う はたら
別れた夫（妻）からも、子どもへの仕送りなどの援助を受けられるよう働き
かけてください。
- こうか こうにゅう ばあい そうだん ほゆう みと
7 高価なものなど購入される場合は相談してください。保有が認められていない
ばあい
場合があります。
- せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう ふくしじむしょちょう みと いがい かしつけ しゃっきん
8 生活保護受給中に、福祉事務所長が認めた以外の貸付や借金をすること
で き
は出来ません。



ふくしじむしょしょくいん やくわり 福祉事務所職員の役割

福祉事務所職員は、保護の相談にこられた方の相談を受けます。
また、適切な保護を行うために定期的に家庭訪問をしています。
保護を受けている世帯が、生活の維持向上や、自分の力で生活するようになるにはどうすればいいのかを一緒に考えます。
困っていることや、わからないことがあれば、相談してください。

みんせいいいん やくわり 民生委員の役割

民生委員は、地域で困っている方などの相談にのってくれる人で、福祉事務所とは協力関係にあります。
生活保護に関することをはじめ、社会福祉全般にわたって相談にのってくださいますので、遠慮なくご相談ください。
もちろん、相談内容に関する秘密は厳守されます。

地区の民生委員は _____ さんです。

(連絡先: _____)





いわみちょうふくしじむしょ
岩美町福祉事務所

住 所：〒681-0003

いわみぐんいわみちょうおおあざうらどめ ばんち
岩美郡岩美町大字浦富1029番地2

すこやかセンター 岩美町役場健康福祉課内

電話番号： 0857-73-1339